

## 当社取締役会の実効性に関する評価の結果の概要について

当社は、経営環境の変化に常に対応できる柔軟かつ強固な経営基盤を構築し、永続的な成長が可能な企業経営を目指しております。とくにコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、経営内容の透明性、公平性、意思決定のスピードを高めることを重視しております。

平成 28 年 5 月 23 日に開示いたしましたコーポレート・ガバナンス報告書において、【補充原則 4-11 ③取締役会の実効性の分析・評価】に関しては、どのような形で取締役会全体の実効性を担保する仕組みが適当であるのか、取締役会にて検討していくとしておりました。

この度、取締役会全体の実効性について分析・評価を行いましたので、その概要につき公表いたします。

### 記

#### 1. 分析・評価の方法

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおいて取締役会が審議を主体的に進めることを期待されていると当社取締役会が判断した項目につき取締役会で協議し、取締役会が実効的に機能し、その役割を果たしているかについて、分析・評価を行いました。

#### 2. 取締役会の実効性に関する分析・評価結果の概要

当社取締役会は、分析の結果、取締役会の実効性は概ね確保されているものと判断いたしました。相対的に評価の高かった項目としては、経営理念等の確立と戦略的な方向付け等（原則 4-1）、取締役会のバランス、多様性および規模の考え方の決定・開示（補充原則 4-11①）、経営陣に対する委任の範囲の明確な決定（補充原則 4-1 ①）、リスクテイクの環境整備と提案の多角的検討と支援、インセンティブ付け（原則 4-2）、取締役会における自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成（原則 4-12）、株主との対話促進のための方針の検討・承認・開示（原則 5-1）、株主総会で賛成比率の低い議案の原因分析と株主対応の要否の検討（補充原則 1-1 ①）、主要政策保有株式についての経済合理性等の検証（原則 1-4）、関連当事者間の取引に関する手続きの開示と監視（原則 1-7）、外部会計監査人の監査時間確保等（補充原則 3-2 ②）の 10 項目でした。

一方、相対的に評価が低い結果となったのは、行動準則の遵守状況の適宜又は定期的なレビュー（補充原則 2-2 ①）、最高経営責任者等の後継者の計画の監督（補充原則 4-1 ③）、取締役に対するトレーニングの方針（原則 4-14）の 3 項目で、今後に向けて更なる改善を図るべきであるとの評価となりました。

#### 3. 今後の対応

当社取締役会は、上記の分析および評価の結果を踏まえ、取締役会全体の実効性を更に高めて行くための継続的な取組みを行ってまいります。

以 上